

規 則

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月十五日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校管理規則（昭和三十二年埼玉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第七条の三を第七条の四とし、第七条の二の次に次の一条を加える。

（実習教諭）

第七条の三 学校に、必要に応じて実習教諭を置くことができる。

2 実習教諭は、校長の監督を受け、生徒の実習に関する教育及び管理をつかさどる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（埼玉県立中学校管理規則の一部改正）

2 埼玉県立中学校管理規則（平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一項中「第七条の三」を「第七条の四」に改める。